

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

(目指す姿)

長時間労働など従来の働き方を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら、家事・育児・介護等へ参画し、地域活動や自己啓発など多様な選択のもとに、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現を目指します。

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な選択ができるように仕事と生活を調和させることは、人口減少と少子高齢化の同時進行、雇用情勢の変化、グローバル化の進展等により、社会経済情勢が急速に変化する中で、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

総務省「労働力調査」等によると、平成9年に「共働き世帯」数が「妻が無業の世帯」数を超え、その後差が広がり、現在は約6割となっています。雇用形態も多様化する中で、働き盛りの男性の多くは、依然として長時間労働、仕事中心の生活で、家事・育児等に関わる時間が短く、また育児休業の取得率も極めて低い状況です。その一方で、女性には家事・育児等の役割が偏り、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、女性の年齢階級別就業率におけるいわゆるM字カーブは解消されていません。(※59ページ参照)

平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査においても、仕事や家庭生活など複数の活動をバランス良く行いたいと希望する人の割合は男女共に高くなっているものの、実際には、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している人の割合が高いという結果が見られました。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等への二者択一をせまられることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減等による働き方改革等の推進による、ワーク・ライフ・バランス及び多様で柔軟な働き方の実現を図る必要があります。

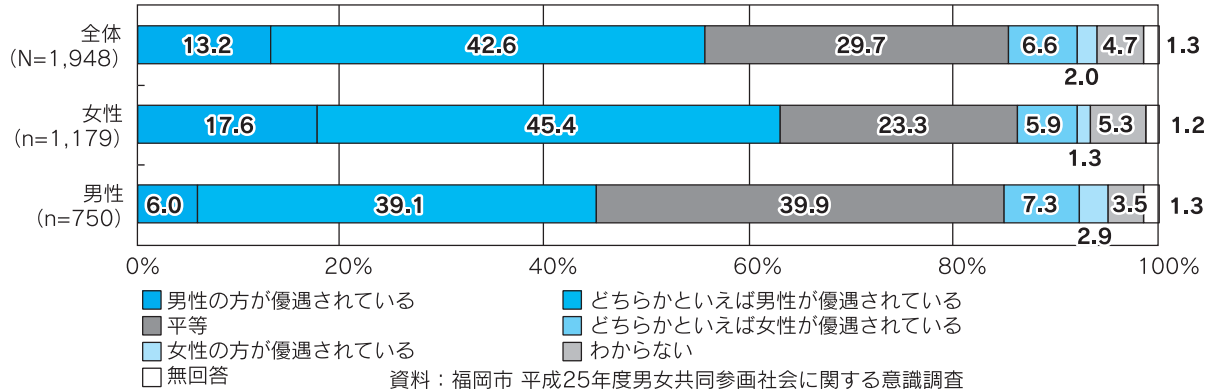
平成26年度の市女性労働実態調査では、ワーク・ライフ・バランスについて市内事業所の認知度は58.8%と、5年前(57.1%)と比較しても1.7ポイントの増にとどまっており、まだ低いのが現状です。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要がある、どちらかといえばあると答えた事業所は58.5%となっています。

企業にとって、ワーク・ライフ・バランスの推進が、生産性や従業員満足度の向上、優秀な人材の確保等に繋がり、企業の持続的発展のためにも必要不可欠な経営戦略であることについて、さらに理解を深めていく必要があります。

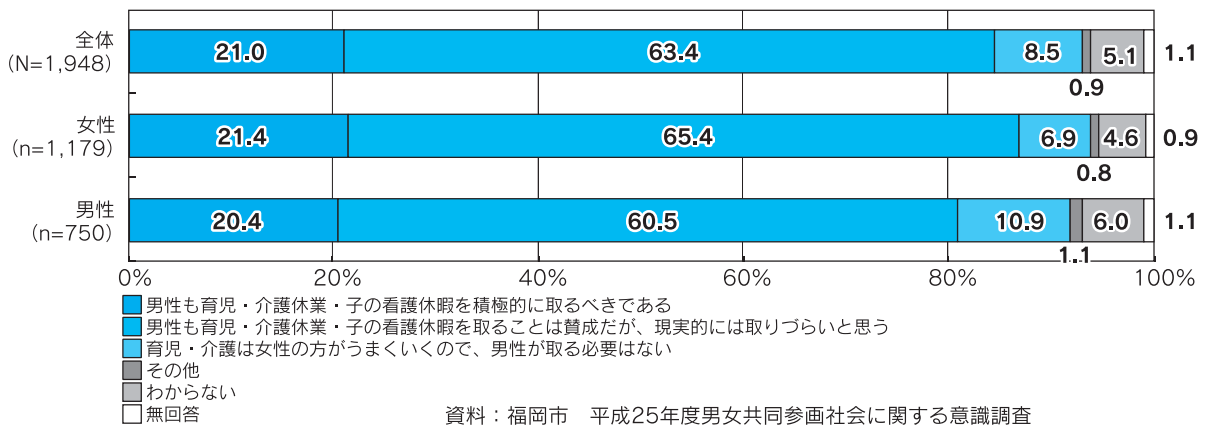
併せて、男女ともに根強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画が女性だけの問題ではなく男性にとっても、また企業や社会全体にとっても重要であるという意識を浸透させることも必要です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくりのための施策、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられる介護支援策や、介護をする人の離職の防止のための施策など、多様なニーズに対応し、育児や介護と仕事を両立するための基盤づくりが求められています。

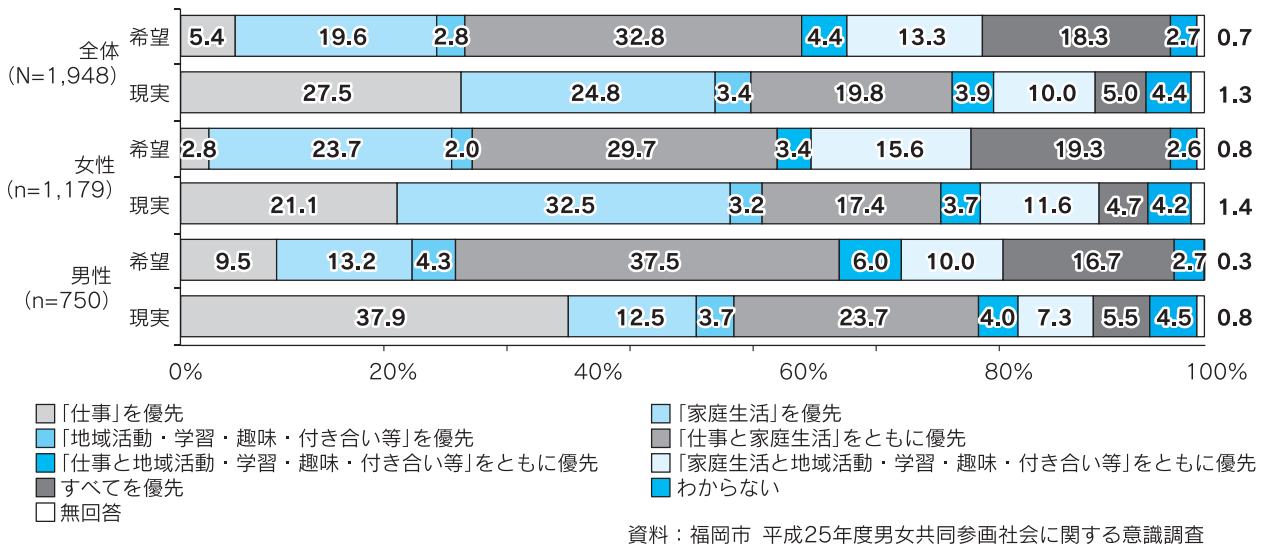
○家庭生活における男女の地位の平等感



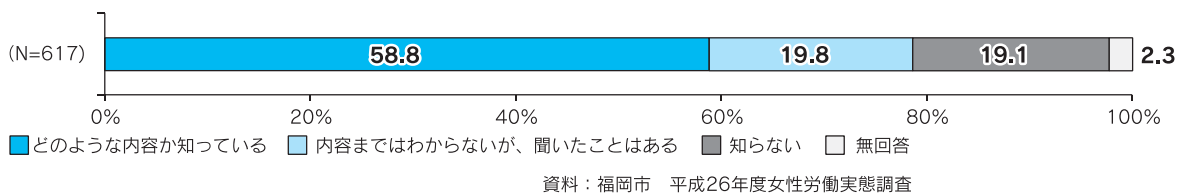
○男性が育児休業・介護休業・子の看護休暇を取得することについて



○仕事と生活などの優先度に関する希望と現実



○「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度（事業所）



基本目標 3

仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

[福岡市働く女性の活躍推進計画]

施策の方向 1 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知していくとともに、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

	具体的施策	具体的施策の内容
31	企業等への啓発及び取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ●企業の経営者等に対し、長時間労働の削減等、働き方改革を進めることが企業の業績改善につながることを周知するとともに、テレワーク等の多様で柔軟な働き方などの普及・啓発を行います。 ●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている労働者が300人以下の企業を対象に、計画策定を支援するとともに、社会貢献優良企業優遇制度の認定基準に、新たに長時間労働の削減など働き方改革の視点を追加するなど、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた企業の取組を促進します。 ●毎月1～7日を「[い～な] ふくおか・子ども週間」とし、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及啓発に取り組みます。
32	育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●国・県と連携して育児・介護休業法や労働基準法について、広報・啓発、情報提供に努めます。
33	仕事と生活の調和のとれた生き方の普及	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会の実施や、ワーク・ライフ・バランスをテーマに活動する市民グループを支援するなど、仕事と生活の調和に対する市民の認知度を高め、男女共に仕事と生活の調和がとれた生活の普及促進に努めます。
34	市役所における意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての職員が職業生活と家庭生活の両立を実現できるよう福岡市特定事業主行動計画に基づく職業生活と家庭生活の両立支援施策を推進するとともに、研修等を通じた意識啓発に取り組みます。

施策の方向 2 男性の家庭・地域への参画促進

男性、子ども、若年層等を含め、あらゆる人が男女共同参画の必要性に共感できるよう情報発信を進めるなど、市民的広がりを持った広報・啓発活動に努め、特に男性が共感できる男女共同参画を推進するための啓発に取り組みます。

また、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、男性が家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、啓発や支援に努めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
35	男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ●固定的性別役割分担意識が解消されていないことが男性の長時間労働や、育児休業取得の障害につながっており、男性自身のワーク・ライフ・バランスも阻害する要因になっていることや、男女共同参画の必要性について、男性にも共感できるよう意識啓発に努めます。 ●男性の家事・育児・介護等への参画についての社会的気運を醸成するため長時間労働の削減など、働き方の見直しを促進するとともに、アミカスや地域など様々な場における男性自身の意識啓発を目的とした講座や父子を対象とした講座の実施、情報の提供など、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組を進めます。 ●地域活動、ボランティア、NPO活動などへの男性の参画を促進するための啓発を進めます。特に、シニア世代の男性が豊富な経験を活かして地域活動に参画し、生きがいのある生活が送れるよう支援します。
36	生活的自立のための様々な学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●生活面での自立に必要な基礎的な生活技術を習得できる学習機会を提供するとともに、健全な食生活のための食育の推進に取り組みます。
37	男性相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が抱える様々な問題に対応するため、アミカスの男性のための相談ホットラインなど男性相談の充実を図ります。

施策の方向 3 子育て・介護支援の充実

保育サービスの充実など子育て支援の拡充や、介護保険サービスの充実を図るなど、誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できる環境を整備し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた基盤づくりを進めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
38	多様なニーズに対応した保育サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 質の高い教育・保育を確実に提供するため、保育所等の整備を推進し、子育てと仕事の両立を支援するとともに、延長保育や病児保育など多様な保育サービス等の充実を図ります。
39	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で子どもを見守り育む環境づくりを進めるなど、社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組みます。また、託児付での事業実施や、子育てをテーマとした講座を開催し、子育て中の男女の支援に努めます。 ● こども総合相談センターを核に、児童虐待防止や子どもを取り巻く様々な問題に対する相談・支援に取り組むとともに、こども総合相談センターの機能の充実を図ります。あわせて子どもや子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できるよう区役所における相談体制についても充実・強化を図ります。また、民生委員・児童委員や主任児童委員をはじめ、地域と連携し、より身近な地域レベルでの相談支援体制を充実・強化します。
40	介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けられるよう、地域における身近な総合相談機能の充実にも努めるとともに、介護予防を推進し、自宅での自立支援や介護者の負担軽減を図ります。 ● 障がいのある方の多様化するニーズに対応するため、保健・医療・福祉・教育の連携により、地域での自立した生活を支える施策を推進します。 ● 働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、平日の仕事帰りや休日に相談・支援を行います。

主な事業 基本目標 3 「仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します」

施策の方向	具体的施策		担当局
	事業		
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	31	企業等への啓発及び取組支援	
		一般事業主行動計画策定支援セミナー 女性活躍の「見える化」サイトの創設 社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業） アミカス企業向け講演会	市民局
		市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局
	32	育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供	
		「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局
		働く人の介護サポートセンター事業	保健福祉局
	33	仕事と生活の調和のとれた生き方の普及	
		男女共同参画講座のうち、ワーク・ライフ・バランスをテーマとするもの 広報啓発紙の発行	市民局
	34	市役所における意識啓発	
		ワーク・ライフ・バランスに関する研修 福岡市特定事業主行動計画に基づく職業生活と家庭生活の両立支援策の推進	総務企画局
2 男性の家庭・地域への参画促進	35	男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動への参画促進	
		男女共同参画講座のうち、主に男性を対象とするもの 市民グループ活動支援事業	市民局
		市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局
		共創自治協議会事業 公民館における男女共同参画学習講座のうち主に男性を対象とするもの	市民局
		校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 区男女共同参画連絡会の活動支援	区役所
	36	生活的自立のための様々な学習機会の提供	
		男女共同参画講座のうち、主に男性を対象とするもの 公民館における男女共同参画学習講座のうち主に男性を対象とするもの	市民局
	37	男性相談の充実	
	男性のための相談ホットライン	市民局	

施策の方向	具体的施策		担当局
	事業		
3 子育て・介護支援の充実	38	多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 子育て支援短期利用事業（子どもショートステイ） 病児・病後児デイケア事業 延長保育、一時保育、休日や夜間の保育、障がい児保育 保育所等の整備 一時預かり事業 子育て支援コンシェルジュ 留守家庭子ども会事業	こども未来局
	39	子育て支援の充実	
		公民館における主催事業の実施（乳幼児ふれあい学級・子育てサポーター養成講座）	市民局
		地域子ども育成事業 地域子育て交流支援事業 子どもプラザ ファミリー・サポート・センター事業 区子育て支援推進事業	こども未来局
		子育て支援に関する主催事業	区役所（城南）
		児童虐待防止事業 区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 区における虐待防止等強化事業 子ども虐待防止活動推進委員会による活動 要保護児童支援地域協議会等による支援 児童家庭支援センター事業 街頭指導	こども未来局
		アミカスにおける託児の実施 アミカス BOOK タイム 男女共同参画講座のうち、子育てをテーマとするもの 市民グループ活動支援事業	市民局
		市民や企業と共働した子育て支援 留守家庭子ども会事業 こども総合相談センター総合相談事業	こども未来局
		バリアフリーのまちづくり推進	保健福祉局
		公共交通バリアフリー化促進事業（鉄道駅） 公共交通バリアフリー化促進事業（ノンステップバス） 市営住宅における子育て世帯優遇措置	住宅都市局
	40	介護支援の充実	
		介護保険事業 地域支援事業及び要援護高齢者の在宅支援サービス 地域包括支援センター事業 ふれあいネットワーク ふれあいサロン 働く人の介護サポートセンター事業	保健福祉局

